

令和2年度答申第58号  
令和2年12月17日

諮問番号 令和2年度諮問第71号（令和2年12月3日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号及び3号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が、同条3号に

は「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の被爆者援護法1条2号の要件のうち、「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定し、「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定している。そして、別表第2（第1条関係）の1号（広島市関係）には、B地及びC地が掲げられている。
- (3) 上記(1)の被爆者援護法1条3号の要件該当性の判断、すなわち、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断については、広島県、長崎県、広島市及び長崎市が、協議の上、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」（以下「本件審査指針」という。）を取りまとめたことから、厚生労働省は、各都道府県、広島市及び長崎市に対し、被爆者健康手帳の交付申請については本件審査指針に従って審査するよう依頼する事務連絡（平成22年2月23日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針について」）を发出している。

本件審査指針では、原子爆弾が投下されたその後、次のいずれかの被爆状況に該当する者（以下「被爆状況該当者」という。）は、被爆者援護法1条3号に該当すると認めることとし、被爆状況該当者に該当しない者については、次のいずれかの被爆状況に相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととしている。

ア 被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内（広島市に投下された原子爆弾については、昭和20年8月20日までをいう。以下イ及びウにおいて同じ。）に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域以外の区域（以下「被爆者援護法1条3号適用区域」という。）において、被爆負傷者が多く集合していた環境（15名以上の被爆負傷者が収容されている収容施設等又は5名以上の被爆負傷者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部

屋等として独立している空間に限る。)をいう。)に相応の時間とどまった(2日以上、上記の環境にいたこと又は1日であっても、午前及び午後に上記の環境にいたことを確認することができる場合に該当することをいう。)と認められる者

イ 被爆負傷者が収容されている環境にいたが、上記アに該当しない者については、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、被爆負傷者との接触により、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあった(被爆負傷者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合に該当することをいう。以下ウにおいて同じ。)と認められる者

ウ 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆負傷者と接触があった者であって、被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、被爆者援護法1条3号適用区域において、上記アに該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められるもの

(4) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成30年11月12日、処分庁に対し、「昭和20年8月10日、疎開先のD地(以下単に「D地」という。)から母のP(以下「母P」という。)と国鉄でE駅まで行き、そこから歩いてF地内に入り被爆した。」と主張するほか、「同日頃、G地の母Pの実家に里帰りをした際に、近くのH小学校(当時のH国民学校のことであり、以下「H国民学校」という。)の講堂で被爆負傷者をうちわで扇いであげて被爆した。」とも主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件申請)をした。

(被爆者健康手帳交付申請書、被爆者健康手帳交付申請書についての面接調査表)

(2) 処分庁は、平成31年3月1日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入っ

たことや、同条3号に定める身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことの確認ができないとの理由を付して、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「被爆者健康手帳交付申請の却下について（通知）」と題する書面）

- (3) 審査請求人は、平成31年4月4日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和2年12月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、昭和20年8月3、4日から10日頃までは、毎日、H国民学校に行って、その講堂で、被爆負傷者に対し、うちわで扇いであげたり、赤チンを付けてあげたりした。講堂は、被爆負傷者で一杯だった。50人から60人ぐらいいはいたと思う。したがって、本件却下処分は、違法不当であり、その取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号及び3号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。
- (1) 本件の争点は、審査請求人が被爆者援護法1条2号又は3号の要件に該当するか否かである。
- (2) 審査請求人は、B地の借家に居住していたが、借家が建物疎開で取り壊されたため、昭和20年2月頃から1年半程度、疎開先のD地に居住していた。原子爆弾が投下された同年8月当時、審査請求人は、I国民学校の1年生で、D地には、祖母、母P、4歳年上の兄及び4歳年下の妹がいた。
- (3) 本件申請において、審査請求人は、「昭和20年8月10日、D地から母Pと国鉄でE駅まで行き、そこから歩いてF地内に入り被爆した。」と主張している。

しかし、D地からは、昭和20年8月18日頃までの間は、Jまでしか行けず、その後、1か月程度の間は、Kまでしか行けなかった。また、審査請求人は、入市の動機について、当初、「建物疎開で取り壊されたB地の

借家の様子を見るため」と主張し、その後、「C地に居住する母の姪を探しに行くため」と主張を変更したが、そのような動機であれば、審査請求人の母が当時国民学校1年生の女子であった審査請求人を同行させる理由に乏しいものと考えられる。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 本件申請において、審査請求人は、「昭和20年8月10日頃、G地のH国民学校の講堂で被爆負傷者をうちわで扇いであげて被爆した。」とも主張している。

しかし、審査請求人は、処分庁の面接調査において、H国民学校に自分一人で遊びに行ったとき、たまたま学校の講堂にいた被爆負傷者を「少しの間だけ」うちわで扇いであげたと申述しているから、審査請求人は、本件審査指針が定める被爆状況該当者（上記第1の1の(3)のア）に該当しない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条3号の要件に該当しない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、「昭和20年8月3、4日から10日頃までは、毎日、H国民学校に行き、その講堂で、被爆負傷者に対し、うちわで扇いであげたり、赤チンを付けてあげたりした。講堂は、被爆負傷者で一杯だった。50人から60人ぐらいはいたと思う。」と主張し、本件申請時点と主張を変更しているが、D地からG地までは相当の距離があり、当時国民学校1年生であった審査請求人が毎日G地まで行き、H国民学校で救護・看護を行うことは不合理であると考えられる。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 審査請求人には証明人がおらず、審査請求人の主張を裏付ける資料もなく、審査請求人の主張は、上記(3)及び(4)のとおり採用することができない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条2号及び3号の要件に該当せず、本件却下処分は、違法又は不当なものとは認められない。

- (6) 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：平成31年4月4日

（審査庁）：同月11日

審理員の指名	: 令和元年10月1日 (審査請求の受付から約6か月)
反論書の提出期限	: 同年12月13日
審理員意見書の提出	: 令和2年11月12日 (反論書の提出期限から約11か月)
本件諮問	: 同年12月3日 (審査請求の受付から約1年8か月)

- (2) そうすると、本件では、審査庁による審査請求の受付から審理員の指名までに約6か月もの長期間を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約11か月を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第13号、第27号、第30号及び第31号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 被爆者援護法1条2号所定の被爆者該当性について

まず、審査請求人は、本件申請において、「昭和20年8月10日、D地から母Pと国鉄でE駅まで行き、そこから歩いてF地内へ入り被爆した。」と主張している（上記第1の2の(1)）。

当時、D地から国鉄でE駅まで行くためには、L駅からM線を利用したと

考えられるが、その路線は、J駅及びK駅を経て、終点のE駅に至るというルートであった（令和2年12月15日付けの審査庁の事務連絡）。しかし、N原爆戦災誌によると、M線は、昭和20年8月6日の広島への原子爆弾の投下によって、J駅・E駅間が不通となり、J駅・K駅間が開通したのは同月18日頃であり、さらに、K駅・E駅間が開通したのは原子爆弾の投下の日から1、2か月後であった（第2編第2章第2節第5項（O鉄道局）・同誌第3巻所収）というのであるから、同月10日に審査請求人がD地から国鉄でE駅まで行くことはできなかったものと認められる。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人が入市した事実を確認することができない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しない。

## (2) 被爆者援護法1条3号所定の被爆者該当性について

次に、審査請求人は、本件申請において、「昭和20年8月10日頃、G地の母Pの実家に里帰りをした際に、近くのH国民学校の講堂で被爆負傷者をうちわで扇いであげて被爆した。」と主張し（上記第1の2の(1)）、本件審査請求においては、「昭和20年8月3、4日から10日頃までは、毎日、H国民学校に行って、その講堂で、被爆負傷者に対し、うちわで扇いであげたり、赤チンを付けてあげたりした。講堂は、被爆負傷者で一杯だった。50人から60人ぐらいいはいたと思う。」と主張している（上記第1の3）。

N原爆戦災誌によれば、H国民学校に被爆負傷者のための収容所が開設されていたことは認められる（第2編第5章第2節第2項（Q地）・同誌第4巻所収）が、処分庁による面接調査において、審査請求人は、H国民学校には「長くはいなかった。少しの間である。」と申述している（被爆者健康手帳交付申請書についての面接調査表）から、審査請求人の上記主張を前提としたとしても、審査請求人は、被爆負傷者が多く集合していた環境に「相応の時間」とどまったという本件審査指針が定める被爆状況該当者（上記第1の1の(3)のア）に該当しない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人の上記主張を裏付ける資料は見当たらず、審査請求人について、本件審査指針が定める被爆状況該当者に該当する事実や本件審査指針が定める被爆状況に相当する被爆事実があったことを確認することができない。

したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条3号所定の被爆者に該当しない。

(3) そうすると、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美